

## 人的控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

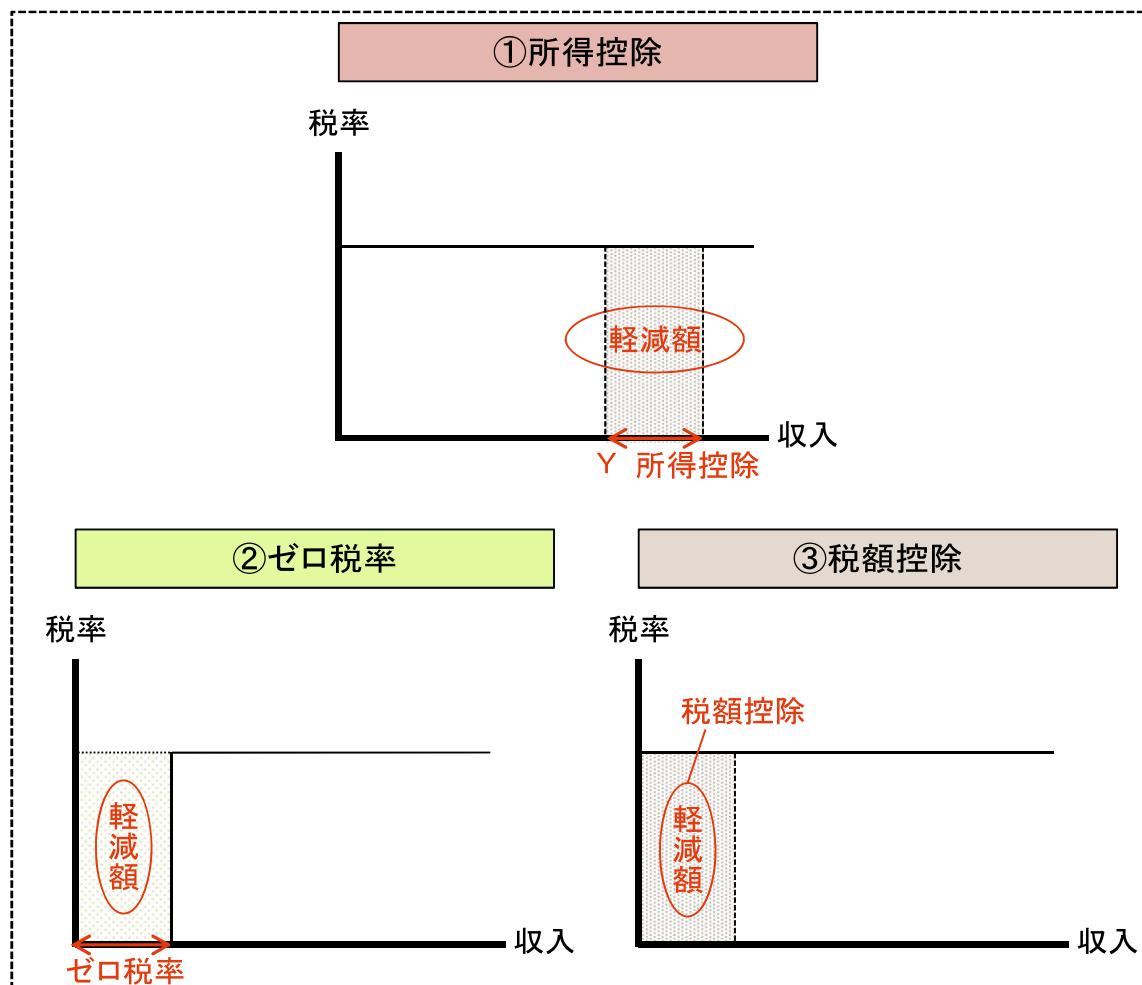
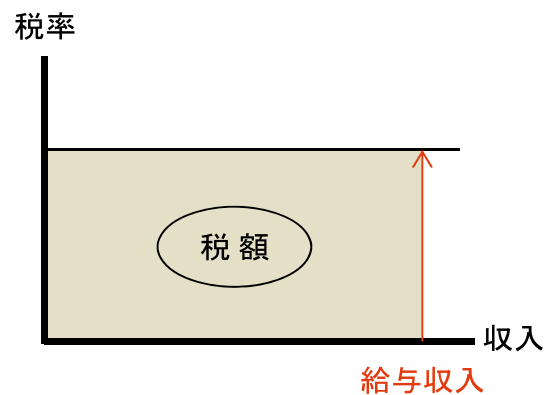
|                                      |               | 創設年<br>(個人住民税)     | 対 象 者                                                    | 控除額      |          | 本人の所得要件                                         |
|--------------------------------------|---------------|--------------------|----------------------------------------------------------|----------|----------|-------------------------------------------------|
|                                      |               |                    |                                                          | 住民税      | 所得税      |                                                 |
| 基<br>礎<br>的<br>な<br>人<br>的<br>控<br>除 | 基 礎 控 除       | 昭和37年度<br>(1962年度) | ・本人                                                      | 33万円     | 38万円     | —                                               |
|                                      | 配 偶 者 控 除     | 昭和41年度<br>(1966年度) | ・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者               |          |          |                                                 |
|                                      | 一般の控除対象配偶者    | 昭和41年度<br>(1966年度) | ・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者                                   | 【最高】33万円 | 【最高】38万円 | 【年間所得1,000万円以下(900万円から控除額が通減)】                  |
|                                      | 老人控除対象配偶者     | 昭和56年度<br>(1981年度) | ・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者                                   | 【最高】38万円 | 【最高】48万円 |                                                 |
|                                      | 配 偶 者 特 別 控 除 | 昭和63年度<br>(1988年度) | ・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円を超え76万円未満【38万円を超え123万円以下】である配偶者を有する者 | 最高33万円   | 最高38万円   | 年間所得1,000万円以下<br>【年間所得1,000万円以下(900万円から控除額が通減)】 |
|                                      | 扶 養 控 除       | 昭和37年度<br>(1962年度) | ・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者                  |          |          |                                                 |
|                                      | 一 般 の 扶 養 親 族 | 昭和37年度<br>(1962年度) | ・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者                     | 33万円     | 38万円     | —                                               |
|                                      | 特 定 扶 養 親 族   | 平成2年度<br>(1990年度)  | ・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者                                 | 45万円     | 63万円     | —                                               |
|                                      | 老 人 扶 養 親 族   | 昭和48年度<br>(1973年度) | ・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者                                      | 38万円     | 48万円     | —                                               |
|                                      | (同居老親等加算)     | 昭和55年度<br>(1980年度) | ・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者                               | +7万円     | +10万円    | —                                               |
| 特<br>別<br>な<br>人<br>的<br>控<br>除      | 障 害 者 控 除     | 昭和37年度<br>(1962年度) | ・障害者である者<br>・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者                    | 26万円     | 27万円     | —                                               |
|                                      | (特別障害者控除)     | 昭和43年度<br>(1968年度) | ・特別障害者である者<br>・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者                | 30万円     | 40万円     | —                                               |
|                                      | (同居特別障害者控除)   | 平成24年度<br>(2012年度) | ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者                       | 53万円     | 75万円     | —                                               |
|                                      | 寡 婦 控 除       | 昭和37年度<br>(1962年度) | ①夫と死別した者<br>②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者                 | 26万円     | 27万円     | ①の場合<br>年間所得500万円以下                             |
|                                      | (特別寡婦加算)      | 平成2年度<br>(1990年度)  | ・寡婦で、扶養親族である子を有する者                                       | +4万円     | +8万円     | 年間所得500万円以下                                     |
|                                      | 寡 夫 控 除       | 昭和57年度<br>(1982年度) | ・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者                                | 26万円     | 27万円     | 年間所得500万円以下                                     |
|                                      | 勤 労 学 生 控 除   | 昭和37年度<br>(1962年度) | ・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者                              | 26万円     | 27万円     | 年間所得65万円以下かつ<br>給与所得等以外が10万円以下                  |

(注)【 】は平成29年度改正(平成31年度分以後の個人住民税について適用)。

## 所得課税（比例税率）における負担調整制度の効果（イメージ）

- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、②ゼロ税率、③税額控除については、いずれも同じ効果となる。

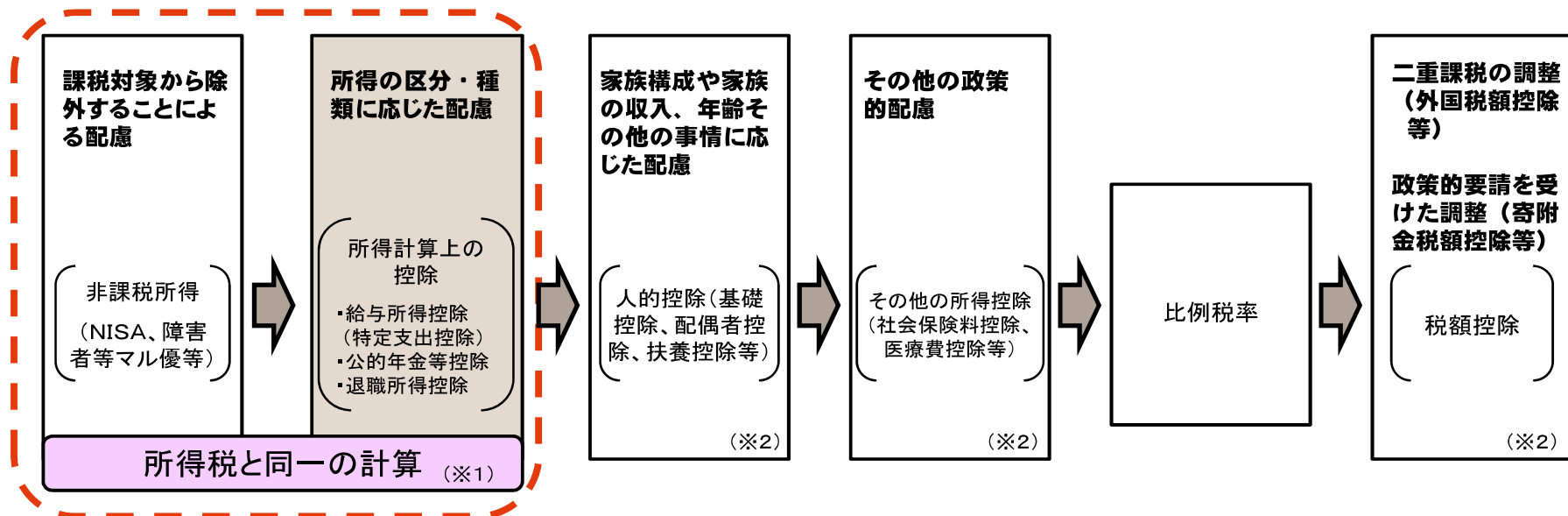
給与収入の額に税率をそのまま適用した場合



## 個人住民税の所得計算の方法

- 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされており、地方税法上特段の規定を置かない限り、給与所得控除・公的年金等控除等の所得計算上の控除等は、所得税と同一。
- このため、所得税と同様、働き方や収入の稼得形態によって所得計算の方法が異なっている。

### <個人住民税所得割の計算の仕組み>

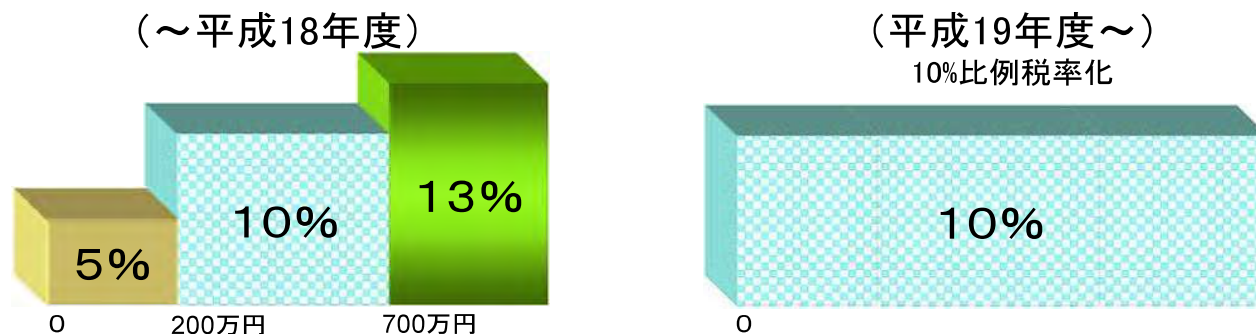


(※1) 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定。

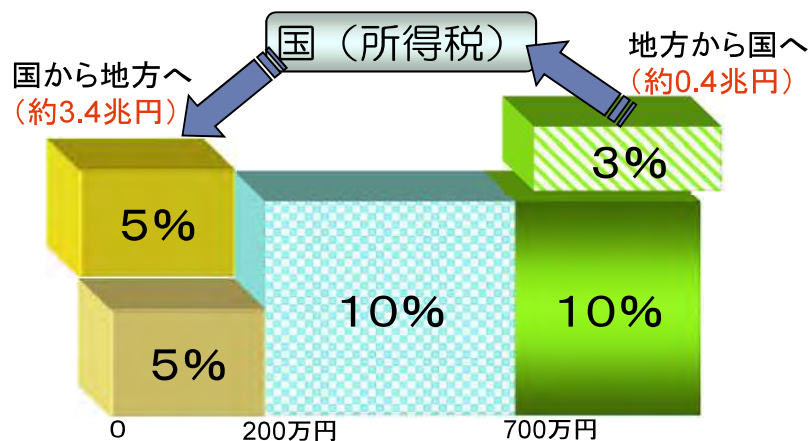
(※2) 個人住民税の人的控除(所得控除)は、所得税の人的控除(所得控除)の範囲内(低めに控除額が設定)とされており、また、政策的な所得控除及び税額控除は、所得税と比較して限定的。(地域社会の会費的性格をより明確化する観点)

## 税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

○ 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、所得割の税率をフラット化

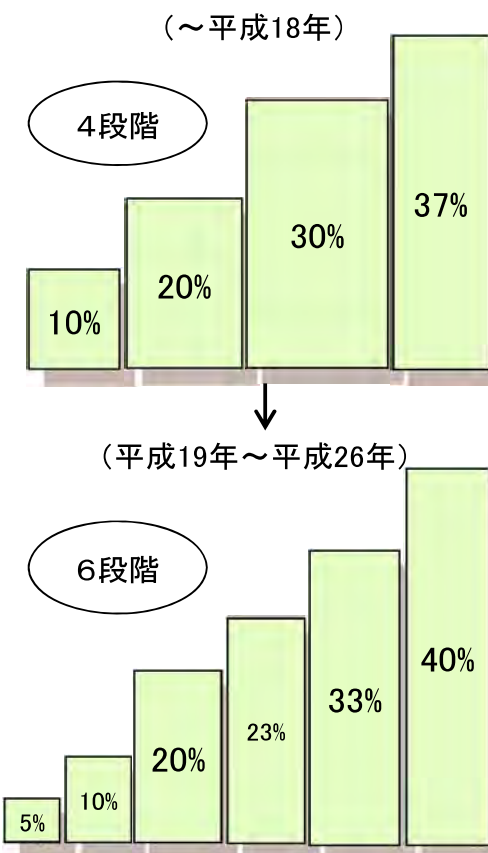


### 国から地方への 税源移譲 (3兆円)



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

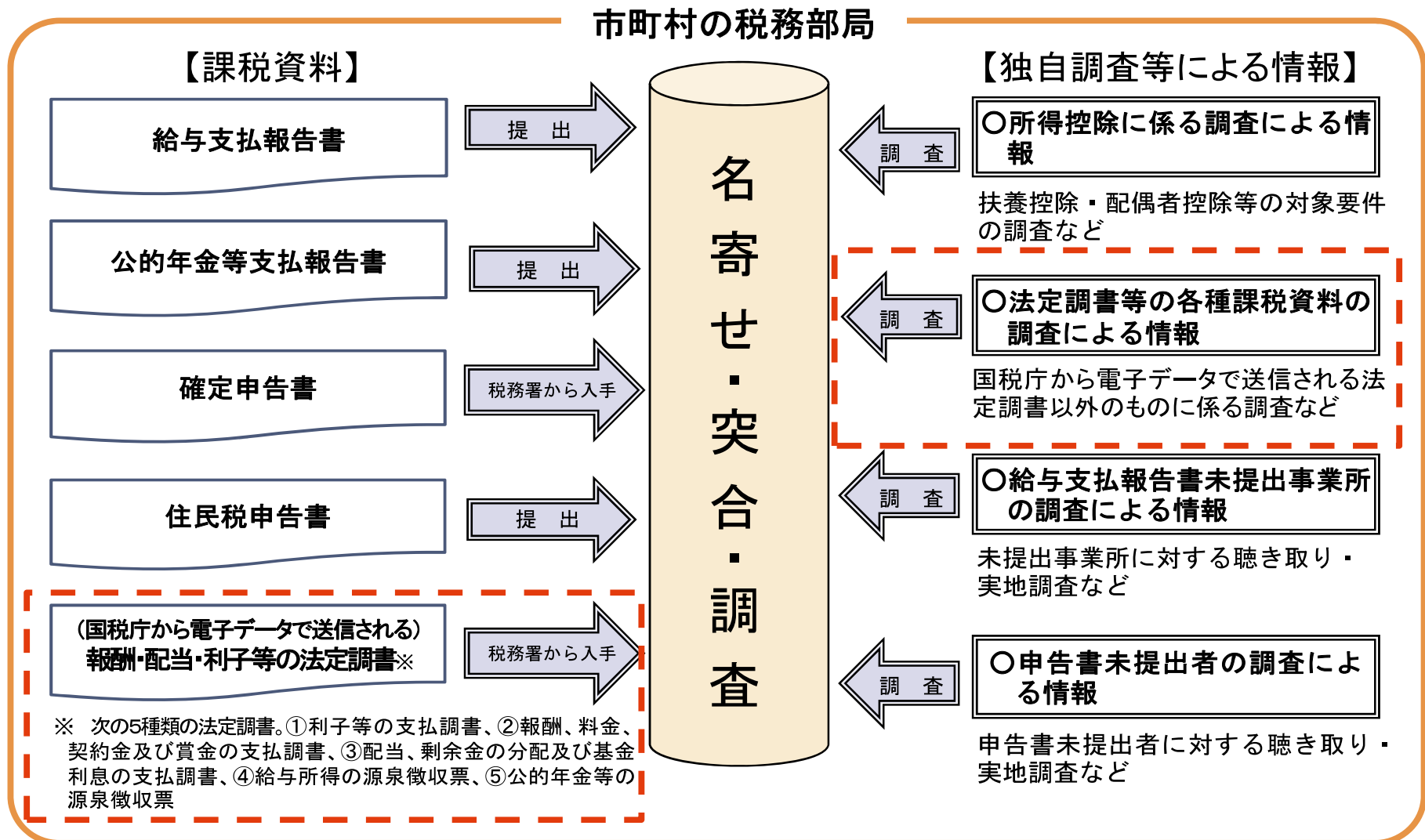
### ＜参考＞所得税率



(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる

## 市町村の税務部局による所得情報の収集

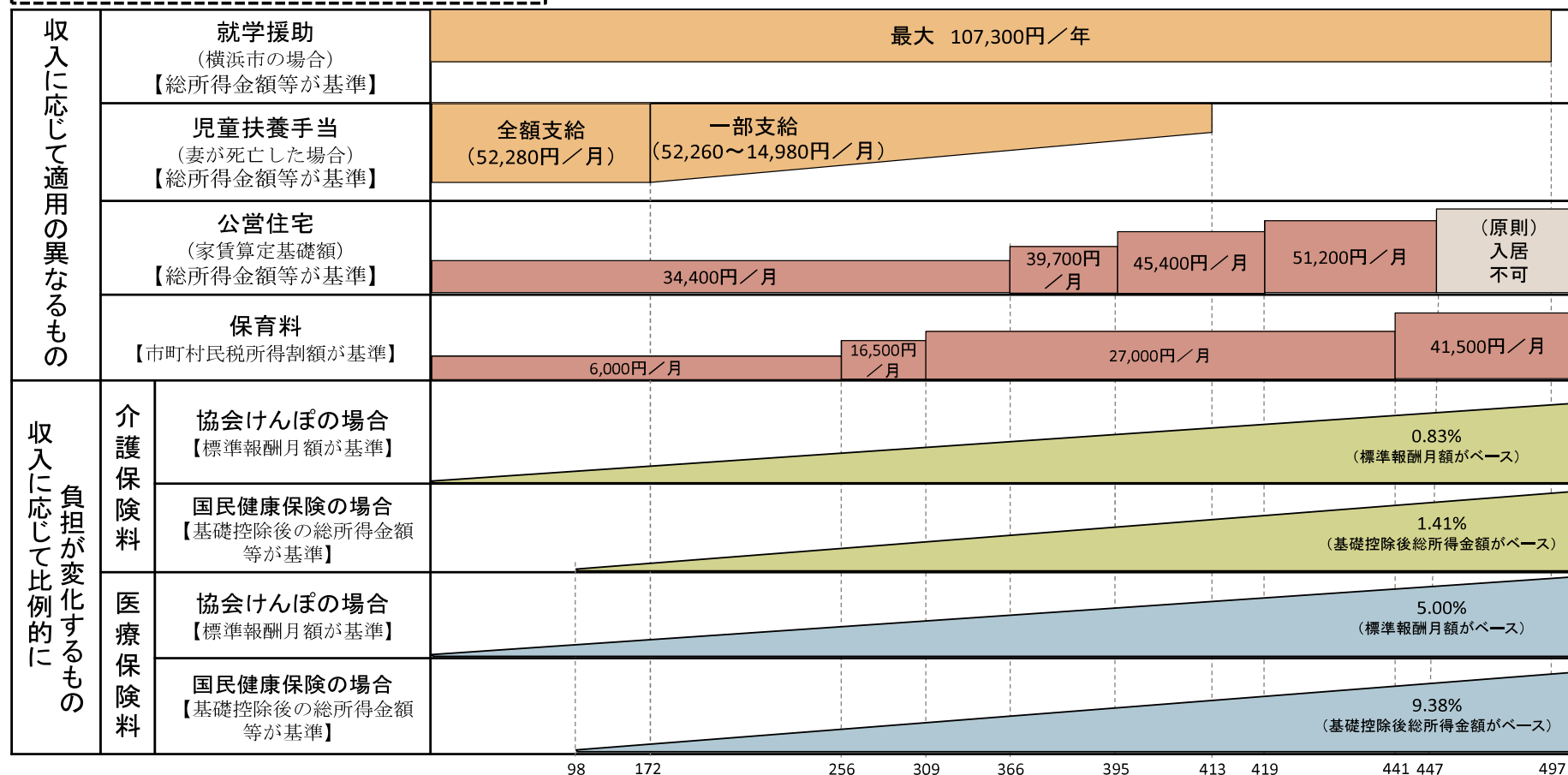
- 報酬・配当・利子等の法定調書については、eLTAXを通じて、国税庁から市町村へデータ送信され、市町村の課税事務に活用。
- 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換。



## 所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（1/2）

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のかからない者であっても収入等を把握する必要がある。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの（保育料）や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの（介護保険料や医療保険料）等がある。

### 給与所得者のケースのイメージ



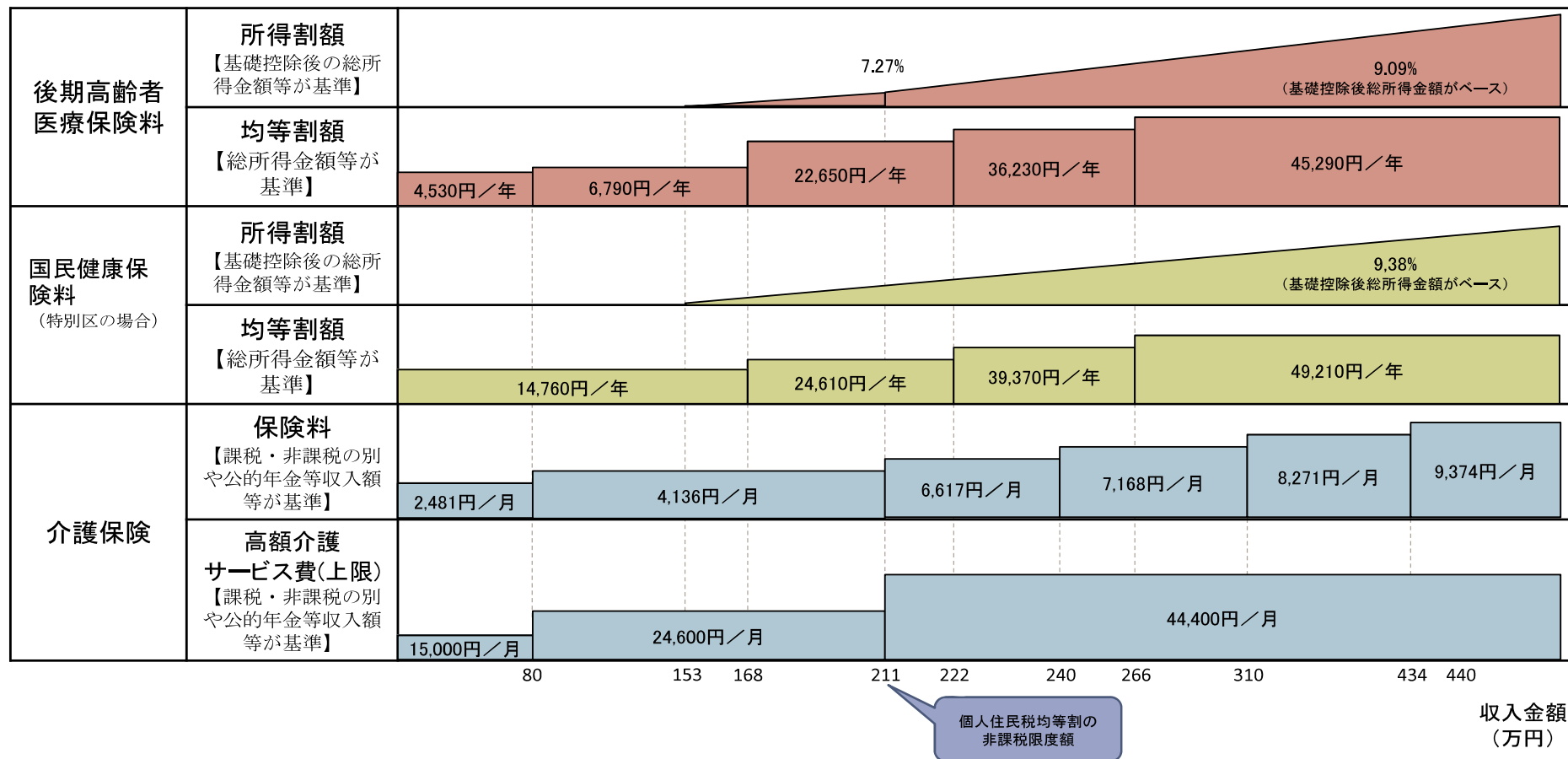
(注1) 平成29年10月時点ベースで作成。給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。

(注2) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。

(注3) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。  
このほか保険料(均等割)(介護分:15,520円／年、医療分:49,210円／年)があり、低所得者対策として均等割を7/10、5/10、2/10とする3段階の軽減措置がある。

## 所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（2/2）

### 公的年金等受給者のケースのイメージ



(注1) 平成29年10月時点ベースで作成。夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース。図表の収入金額は夫の年金収入を示す。

(注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。

※ この他、高齢者における医療費の自己負担割合(国民健康保険、後期高齢者医療)については、個人住民税の各所得控除後の所得金額を利用している。